

色別	用途地域地区	記号	建築容積率	高度地区	防火地区	防火区分	備考
第一種低層住居専用地域	150-1	60	第一種	指定なし	第一種	0.4	1.25
第一種中高層住居専用地域	200-1	200	第一種	指定なし	第一種	0.4	1.25
第二種中高層住居専用地域	200-2	60	第二種	準防火	第一種	0.6	1.25
第一種住居地域	200-3	60	第一種	指定なし	第一種	0.4	1.25
第二種住居地域	200-4	80	第二種	準防火	第一種	0.6	1.5
準住居地域	200-5	60	第三種	準防火	第一種	0.4	1.25
近隣商業地域	200-6	80	第三種	準防火	第一種	0.6	1.5
商業地域	200-7	80	第三種	準防火	第一種	0.6	1.5

色別	用途地域地区	記号	建築容積率	高度地区	防火地区	防火区分	備考
第三種工業地域	200-8	60	第三種	準防火	第一種	0.6	1.5
準工業地域	200-9	80	第三種	準防火	第一種	0.6	1.5
工業地域	200-10	80	第三種	準防火	第一種	0.6	1.5
工業専用地域	200-11	200	第三種	準防火	第一種	0.6	1.5
市街化調整区域	200-12	40	指定なし	指定なし	指定なし	0.6	1.5

東京都市計画防災街区整備地区計画
柳原一・二丁目地区防災街区整備地区計画
〔足立区決定〕
〔総括図〕

- 地域地区の境界線のとおり方
地域地区の境界線が明示のないものは、原則として道路・鉄道・河川等の中心線と
なっています。
隣接式で指定区域の明示のないものは、道路等の境界線から20mです。
(例) 30～30mを示す(道路等からの距離)
40～50mを示す(道路等からの距離)
100～100mを示す(道路等からの距離)
※ 防災街区整備地区計画指定区域の境界線は、地区施設整備境界から20mです。
- 日影規制の境界線のとおり方
原則として、地域地区の境界線と同じです。例外がある地区については、
各図及び赤字で、各地地区の種別と同様に示されています。

地区計画等の区域
地区計画区域
防災街区整備地区計画区域
沿道地区計画区域

新たな防火規制区域
高度利用地区

凡例
決定区域

用途地域	記号	高さ制限 (m)	規制 (m)	制限される範囲(敷地面積からの距離) 5m<L≤10m 10m<L
第一種低層住居専用地域	(一)	3-2	3時間以上	2時間以上
第一種中高層住居専用地域	(二)	4-2.5	4時間以上	2.5時間以上
第二種中高層住居専用地域	(三)	5-3	5時間以上	3時間以上
第一種住居地域	(一)	3-2	3時間以上	2時間以上
第二種住居地域	(二)	4-2.5	4時間以上	2.5時間以上
準住居地域	(三)	5-3	5時間以上	3時間以上
工業専用地域	(一)	4-2.5	4時間以上	2.5時間以上
工業地域	(二)	5-3	5時間以上	3時間以上

※ 原則として、商業・工業・工業専用地域及び容積率400%以上が指定されている地域、市街化調整区域
には、日影規制はありません。
※ 第一種低層住居専用地域において、軒の高さが7mを超える建築物が、上記の制限を受けず、
それ以外の地域においては、高さが10mを超える建築物が、上記の制限を受けず、
※ 足立区の幅員及び幅員-幅員30%、幅員13%。

